

定 款

株式会社 テーオーホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社テーオーホールディングスと称し、英文では T.O. Holdings CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、家具、家庭用品金物、雑貨、貴金属、宝石、電気製品等の小売業
- (2) 木材販売ならびに製材業
- (3) 山林立木の売買
- (4) 造林および造材に関する業務
- (5) 木製品および床板の製造および加工
- (6) 各種建築材料、仮設資材ならびに住宅用機器の販売および施工
- (7) フローリングボード・フローリングブロックその他各種床板販売および施工
- (8) 建物設計監理ならびに土木建築請負業
- (9) 宅地造成、不動産売買ならびに仲立業
- (10) 不動産の賃貸業および保守管理業
- (11) 各種石材の販売および施工
- (12) 株式その他有価証券の取得、保有、投資、管理、売買
- (13) 競技場および遊園地ならびにレクリエーション施設の賃貸および運営
- (14) 飲食店業
- (15) 競技用品および運動用品のリース業
- (16) 金融業
- (17) 損害保険代理店業
- (18) 生命保険募集業
- (19) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業
- (20) 旅行業法に基づく旅行業
- (21) 食料品、米、酒類、切手、印紙、煙草、動物用医薬品の販売
- (22) 介護保険法による指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業・地域密着型サービス事業および指定居宅介護支援事業
- (23) 老人福祉法による有料老人ホームの運営事業
- (24) 介護保険法および老人福祉法による高齢者専用賃貸住宅の運営事業
- (25) 両替業
- (26) 古物営業法による、美術品類、衣類、時計、宝飾品類、自転車類、写真機類、事務機類、道具類、皮革・ゴム製品類の売買業

- (27) 太陽光、風力、地熱等再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売
- (28) 再生可能エネルギー関連システムならびに機器の製造、施工、販売
- (29) スイミングスクール、フィットネスなどスポーツクラブの企画、運営管理および指導
- (30) 運動施設の運営および指導に関する業務受託
- (31) 野外活動（サマーキャンプ・スキースクール等）の運営および指導
- (32) 自動車、自動車用付属品の販売および修理ならびに賃貸
- (33) コンピューターのソフトウェアの制作および販売ならびに賃貸
- (34) 各種情報収集、分析、処理、提供および販売業務
- (35) インターネットおよびイントラネット等のネットワークを利用したWEBシステム・サービスの企画、コンサルティング、設計、開発、販売、運用および保守、管理
- (36) ITエンジニアの派遣、紹介、および育成
- (37) WEB関連およびIT人材に関連する市場調査の受託業務
- (38) 灯油・軽油・重油その他石油製品の販売
- (39) 医薬品および医薬部外品の販売
- (40) 宣伝広告業
- (41) 経営コンサルティング業務
- (42) 経理事務処理の請負業務
- (43) 債権の買取業務
- (44) 手形割引、手形買取業務
- (45) 前各号の業務およびこれに附帯または関連する業務を目的とする企業に対する経営指導
- (46) 前各号に付帯する内外商取引の代理業、問屋業、卸売業、小売業、仲介業および貿易業
- (47) 前各号に附帯するまたは関連する一切の事業

2 当社は、前項各号に定める事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道函館市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、22,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 毎事業年度末における最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役会

(取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(業務執行の決定)

第20条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこ

れに記名捺印または電子署名し当会社に保存する。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第5章 取締役

(取締役の員数)

第25条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第26条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。

第6章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第34条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名し当会社に保存する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当社は株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第47条 当社は取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

【以下余白】